

協議第 8 号

地域自治組織等の取扱いについて（その 1）

地域自治組織等の取扱いについて承認を求める。

平成 21 年 3 月 31 日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

地域自治組織等の取扱いについて

合併時に植木町の区域に地域自治組織を設置する。

設置する地域自治組織は「合併特例区」とし、その名称は「植木町」とする。

設置期間は、合併の日から 5 年間とする。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議協議項目一覧(8 地域自治組織等の取扱い)

協議番号	協 議 項 目	部会名	提 案	承認・継続	備 考
地域自治組織等の取扱い					
1	地域自治組織等の取扱い	総務部会	第5回		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名：総務部会

協議項目	地域自治組織等	小項目名	1 地域自治組織等
協 議 内 容	1.地域審議会 2.地方自治法に基づく地域自治区 3.合併特例法に基づく地域自治区 4.合併特例区 の制度の活用について		
合併協議会 協 議 結 果 (調 整 方 針)	合併時に植木町の区域に地域自治組織を設置する。 設置する地域自治組織は「合併特例区」とし、その名称は「植木町」とする。 設置期間は、合併の日から5年間とする。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	1.地域審議会 制度なし 2.地方自治法に基づく地域自治区 制度なし 3.合併特例法に基づく地域自治区 制度なし 4.合併特例区 制度あり ○富合町合併特例区制度導入の経緯 ・第5回合併協議会 「合併時に富合町の区域に「富合町合併特例区」を設置する。 1.名称は、富合町とする。 2.設置期間は、合併の日から5年間とする。」 が承認され、合併特例区の導入が決定した。 ・第10回合併協議会 「富合町合併特例区規約」が承認され、処理する事務等が決定した。 ○富合町合併特例区の概要・・・別紙のとおり	1.地域審議会 制度なし 2.地方自治法に基づく地域自治区 制度なし 3.合併特例法に基づく地域自治区 制度なし 4.合併特例区 制度なし
相 違 点 と 課 題	地域自治組織等の取扱いで、4つの制度の活用が考えられる中、熊本市は、富合町と合併する際、合併により心配される事柄(①住民の声が届きにくくなるのではないか②市の周辺部になることにより取り残されるのではないか③地域の個性や伝統が失われるのではないか等)に対応するため、合併後の一定期間、その地域の住民の意見を反映しつつ、規約で定められた事務を自らの事務として処理することができる合併特例区を設置した。 植木町と合併する場合、これらの制度のうちどの制度を活用するのか。	

【地域自治組織等の比較】

	地域審議会	地 域 自 治 組 織		
		地域自治区	合併による 地域自治区	合併特例区
根拠法	合併特例法	地方自治法	合併特例法	合併特例法
法人格	なし（長の付属機関）	なし	なし	あり（特別地方公共団体）
審議会及び区（以下「区等」という）の権能	合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し、合併市町村の長の諮問に応じ審議し又は必要と認める事項につき長に意見を述べる。	市町村長の権限に属する事務を分掌させ、地域の住民の意見を反映させつつこれを処理する。	市町村長の権限に属する事務を分掌させ、地域の住民の意見を反映させつつこれを処理する。	合併後一定期間、旧市町村単位で処理することが事務の効果的な処理に資するもの及び地域の住民生活の利便性向上等のため合併特例区が処理することが特に必要と認められる事務のうち、 <u>規約で定めるものを処理する。</u>
区等の設置方法	合併関係市町村の協議により設置（ <u>議会の議決を経る必要がある。</u> ）	<u>条例により設置。</u>	合併関係市町村の協議により設置（ <u>議会の議決を経る必要がある。</u> ）	合併関係市町村の協議により設置（ <u>議会の議決を経る必要がある。</u> ）。また、協議により規約を定め、知事の認可を受ける必要がある。
区等の設置期間	合併後の一定期間（上限無し） ／協議で定める	制限無し	合併後の一定期間（上限無し） ／協議で定める	<u>合併後の一定期間（上限5年）</u> ／ <u>協議による規約による</u>
区等の事務所	—	事務所は必置	事務所は必置	事務所は必置
事務所長／ 区長	—	事務所長は市町村職員（事務吏員）	・事務所長は市町村職員（事務吏員） ・事務所長に代えて区長（特別職）を置くこと可。 ※市町村長が選任 ※ <u>任期は2年以内</u> （ <u>協議による</u> ）	・ <u>区長（特別職）を置く。</u> ・区長は助役や支所長との兼務は可。 ※市町村長が選任 ※ <u>任期は2年以内</u> （ <u>協議による規約で定める</u> ）
事務所の職員	—	事務所の職員は市町村職員。	事務所の職員は市町村職員。	事務所の職員は市町村職員のうちから <u>市町村長の同意を得て区長が命じる。</u> 合併特例区職員は <u>市町村職員と併任。</u>
事務所の事務	—	市町村長の権限に属する事務を分掌するとともに、地域協議会の事務を処理。	市町村長の権限に属する事務を分掌するとともに、地域協議会の事務を処理。	<u>規約で定められた合併特例区の手務を処理。</u>

	地域審議会	地 域 自 治 組 織		
		地域自治区	合併による 地域自治区	合併特例区
審議機関	地域審議会 (期間を定めて設置)	地域協議会 (期限無し)	地域協議会 (期間を定めて設置)	合併特例区協議会 (合併特例区の期間に連動して設置)
審議機関の役割 や権限	合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し、 ①合併市町村の長の諮問に応じ審議し、又は ②必要と認める事項につき長に意見を述べる。	①地域協議会は、市町村長等からの諮問事項又は必要な事項を審議し、長に意見を述べる。 ②市町村長は、 <u>条例で定める</u> 地域自治区の区域に係る重要事項について地域協議会の意見を聴かなければならない。	①地域協議会は、市町村長等からの諮問事項又は必要な事項を審議し、長に意見を述べる。 ②市町村長は、合併関係市町村の <u>協議により定める</u> 地域自治区の区域に係る重要事項について地域協議会の意見を聴かなければならない。	①合併特例区協議会は、市町村長等からの諮問事項又は必要な事項を審議し、長に意見を述べる。 ②合併市町村の長は、 <u>規約で定める</u> 合併特例区の区域に係る重要事項について合併特例区協議会の意見を聴かなければならない。 ----- ※合併特例区の予算や <u>規約の変更等</u> について、 <u>合併特例区協議会の同意が必要</u> 。
審議機関の委員 の選任方法等	合併関係市町村の <u>協議</u> による。 ※報酬は支給しなければならない。	当該区域に住所を有する者のうちから市町村長が選任。 ※任期は4年以内 (<u>条例</u> で定める) ※報酬は支給しないことができる。	当該区域に住所を有する者のうちから市町村長が選任。 ※任期は4年以内 (<u>協議</u> による) ※報酬は支給しないことができる。	当該区域に住所を有する者で <u>合併市町村の議会の議員の被選挙権を有する者のうちから規約で定める方法により</u> 市町村長が選任。 ※任期は2年以内 (<u>規約</u> による) ※報酬は支給しないことができる。
住居表示	—	地域自治区(旧市町名)の名称を表示しない。	地域自治区(旧市町名)の名称を表示する。	合併特例区(旧市町名)の名称を表示する。
予算編成権	—	なし (市町村において地域自治区に係る予算を措置)	なし (市町村において地域自治区に係る予算を措置)	あり (市町村により措置された財源を基に <u>独自の予算を編成</u> 。ただし、 <u>合併特例区協議会の同意及び市町村長の承認が必要</u>) ※課税、起債権限はなし。

〔参考〕

合併特例法上の合併特例区の設置期間が満了した後に、地方自治法上の地域自治区を設置することができる。

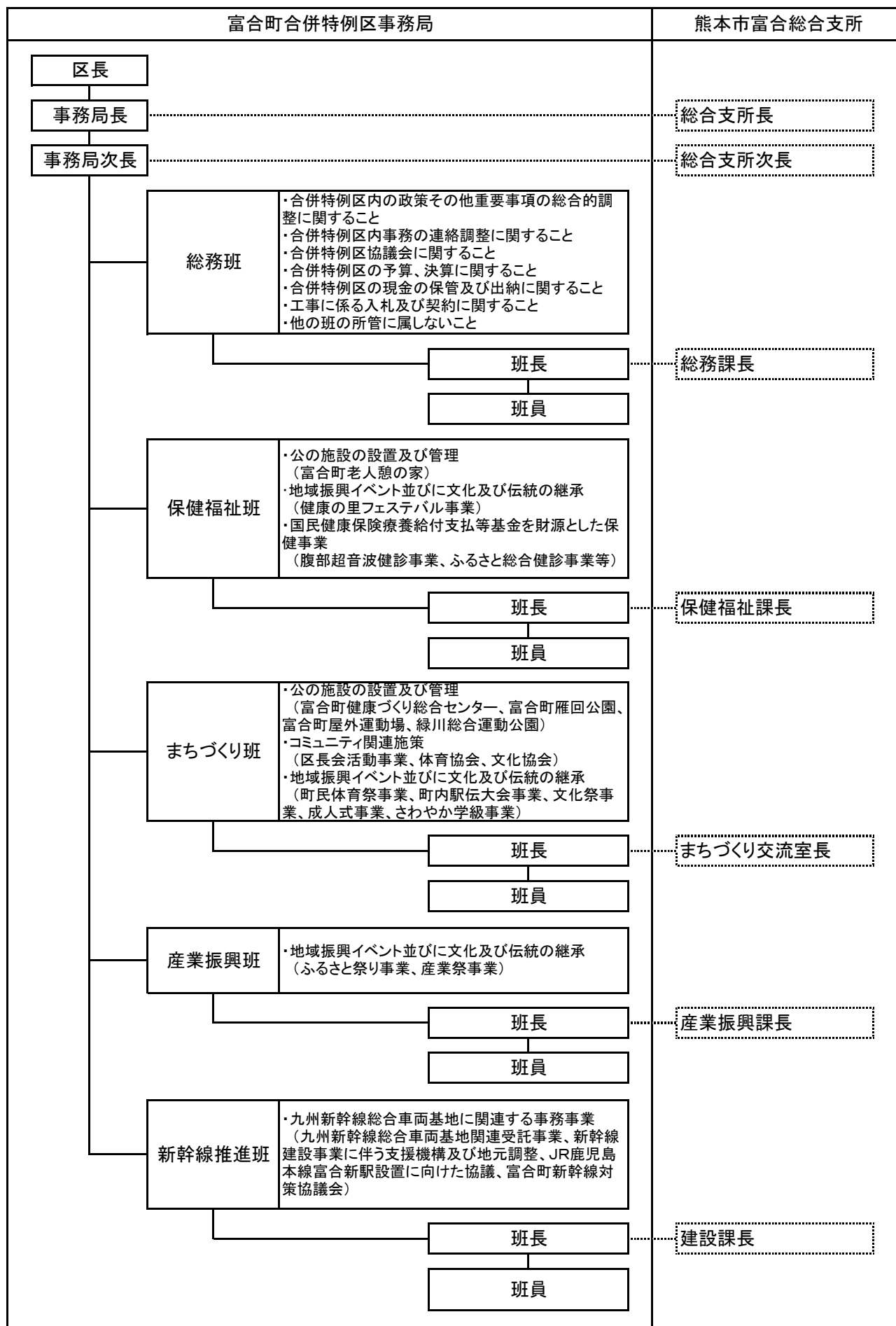
◆富合町合併特例区の概要

項目	概要
合併特例区	
名称	富合町
区域	合併前の富合町の区域
設置日	平成20年10月6日
設置期間	5年間(平成25年10月5日まで)
事務所の位置	旧富合町役場(現富合総合支所)内
処理する事務	1.公の施設の設置及び管理 2.コミュニティ関連施策 3.地域振興イベント並びに文化及び伝統の継承 4.九州新幹線総合車両基地に関連する事務事業 5.国民健康保険療養給付支払等基金を財源とした保健事業
予算	合併特例区の予算は、合併特例区の運営について必要と認める額を交付金として熊本市が交付する。 ※平成20年度 合併特例区交付金の額 90,633千円
合併特例区長	
選任	市町村長の被選挙権を有する者のうちから熊本市長が選任する。 ※設置時の区長:元町長
任期	2年
報酬	月額707,000円 (熊本市特別顧問を兼務)
権限	・合併特例区を代表し、その事務を総理する。 ・合併特例区の職員を指揮監督する。 ・法令、合併市町村の条例又は合併特例区の規約に反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、合併特例区規則を制定することができる。
合併特例区協議会	
選任	・区域内に住所を有し、かつ、熊本市議会の議員の被選挙権を有する者のうちから、熊本市長が選任する。 ※設置時の構成員:元町議会議員、元副町長
構成員数	合併特例区規約の定数:10人以内 ※選任した構成員数:10人
任期	2年
報酬	月額250,000円
権限	合併特例区が処理する事務及び地域振興等に関する施策の実施その他の合併市町村が処理する事務であって当該合併特例区の区域に係るものに関し、合併市町村の長その他の機関若しくは合併特例区の長により諮問された事項又は必要と認める事項について、審議し、合併市町村の長その他の機関又は合併特例区の長に意見を述べるができる。
活動(実績)	協議会:3回開催(平成21年1月1日現在) ※協議会活動のほか、部会による活動や地区嘱託員・富合区域選出市議会議員等との定期的な意見交換、合併特例区が実施する各種イベントへの参加等の活動を行っている。

富合町合併特例区の処理する事務

- (1) 公の施設の設置及び管理
 - ・ 富合町健康づくり総合センター
 - ・ 富合町雁回公園
 - ・ 富合町屋外運動場
 - ・ 富合町老人憩の家
 - ・ 緑川総合運動公園
- (2) コミュニティ関連施策
 - ・ 区長会活動事業
 - ・ 体育協会
 - ・ 文化協会
- (3) 地域振興イベント並びに文化及び伝統の継承
 - ・ ふるさと祭り事業
 - ・ 健康の里フェスティバル事業
 - ・ 産業祭事業
 - ・ 町民体育祭事業
 - ・ 町内駅伝大会事業
 - ・ 文化祭事業
 - ・ 成人式事業
 - ・ さわやか学級事業
- (4) 九州新幹線総合車両基地に関連する事務事業
 - ・ 九州新幹線総合車両基地関連受託事業
 - ・ 新幹線建設事業に伴う支援機構及び地元調整
 - ・ J R鹿児島本線富合新駅設置に向けた協議
 - ・ 富合町新幹線対策協議会
- (5) 国民健康保険療養給付支払等基金を財源とした保健事業
 - ・ 腹部超音波健診事業
 - ・ ふるさと総合健診事業等

富合町合併特例区の組織



富合町合併特例区規約

(設置)

第1条 市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第26条第1項の規定に基づき、合併前の下益城郡富合町の区域（以下「区域」という。）に合併特例区を設ける。

(名称)

第2条 合併特例区の名称は、富合町とする。

(設置期間)

第3条 合併特例区の設置期間は、合併の日から5年間とする。

(合併特例区の処理する事務)

第4条 合併特例区は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 別表に規定する公の施設の設置及び管理に関すること。
- (2) 区域におけるコミュニティ関連施策に関すること。
- (3) 区域における地域振興イベント並びに文化及び伝統の継承に関すること。
- (4) 区域における九州新幹線総合車両基地に関連する事業に関すること。
- (5) 区域における国民健康保険療養給付支払等基金を財源とした保健事業に関すること。

(事務所の位置)

第5条 合併特例区の事務所は、合併前の下益城郡富合町大字清藤405番地3に置く。

(区長の任期)

第6条 合併特例区の長（以下「区長」という。）の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。

(区長の権限)

第7条 区長は、合併特例区を代表し、その事務を総理する。

- 2 区長に事故があるとき又は区長が欠けたときは、合併特例区の職員のうち、区長があらかじめ指定する者がその職務を代理する。

(合併特例区協議会の構成員の選任等)

第8条 合併特例区協議会の構成員（以下「構成員」という。）は、区域内に住所を有

し、かつ、熊本市議会の議員の被選挙権を有する者のうちから、熊本市長が選任する。

- 2 構成員の任期は、2年とする。ただし、欠員により構成員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 構成員の再任は、これを妨げないものとする。
- 4 熊本市長は、構成員がその職務に必要な適格性を欠くと認める場合又は心身の故障により職務の遂行に堪えられないと認める場合は、当該構成員を解任することができる。

(合併特例区協議会の会長及び副会長の選任等)

第9条 合併特例区協議会に、会長及び副会長各1人を置き、構成員の互選によりこれを定める。

- 2 会長及び副会長の任期は、構成員の任期による。
- 3 会長及び副会長の解任については、協議会で協議し、決定する。

(合併特例区協議会の組織及び運営)

第10条 構成員の定数は、10人以内とする。

- 2 合併特例区協議会の会議（以下「会議」という。）は、定例会及び臨時会とし、区長が招集するものとする。
- 3 会議は、構成員の2分の1以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。
- 4 会議の議長は、会長が務めるものとする。
- 5 会長が必要と認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 6 会議は、公開で行うものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、会議に諮り、公開しないことができる。
- 7 会議の議事は、出席した構成員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 8 合併特例区協議会の庶務は、合併特例区の事務所において処理する。

(委任)

第11条 この規約に定めるもののほか、合併特例区の組織及び運営に関し必要な事項は、合併特例区規則で定める。

附 則

この規約は、合併の日から施行する。

別表（第4条関係）

名称	所在地（合併前）
富合町健康づくり総合センター	富合町大字清藤405番地1
富合町雁回公園	富合町大字木原2748番地
富合町屋外運動場	富合町大字平原67番地1
富合町老人憩の家	富合町大字木原2319番地
緑川総合運動公園	富合町大字上杉字上川原358番1地先から 富合町大字小岩瀬字居屋敷926番地先まで